

さいたま市浦和区常盤5丁目2番18号

クリーンシステム株式会社

代表取締役 社長 田口 幸隆 様

三芳町長 林 伊佐雄



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条及び三芳町廃棄物の処理及び再利用に関する条例第25条第2項の規定により下記のとおり一般廃棄物処理業を許可する。

記

許可番号	4
取扱一般廃棄物の種類	可燃物、資源物
事業の範囲	1 収集 2 運搬
許可の有効期間	令和2年 4月 1日から 令和4年 3月31日まで
1. 許可区域 三芳町	
2. 許可期限 令和4年3月31日	
3. 許可条件 収集運搬	
・申請のあった一般廃棄物に限る。	
・申請のあった運搬車両及び器材以外を使用しないこと。	
・ヤオコー三芳藤久保店、アクロスプラザ三芳、オリヤス(株)、埼玉スバル自動車(株)富士見サービスショップ、丸八倉庫(株)竹間沢倉庫、ネクセリア東日本(株)pas ar三芳マネジメントオフィス、イエローハット三芳店、タイヤ館新座店、(株)マルコシマスターミナル埼玉工場、(株)アットロジ埼玉営業所、ワタミタクショク埼玉ふじみ営業所、(株)ホームロジスティクス所沢配送センター、トヨタ部品埼玉共販(株)所沢店、(株)ヤスノ三芳商品センター、(株)国分商会タイヤサポートメンテナンス事業部三芳営業所、(株)ブックセンター、(株)TSロジテック三芳物流センター、ローソン富士見上沢公園前店、初雁工務店ロジスクエア三芳新築工事事務所、フードスクエアカスミ三芳店、スズキ自販西埼玉アリーナ三芳鶴瀬より排出される一般廃棄物に限る。	
・作業中は、交通安全に努め廃棄物を飛散させぬよう十分注意すること。	
・寄居町内の処分先へ運搬ができる一般廃棄物の種類	
①紙くず、②木くず、③繊維くず、④動植物性残さ、⑤食品循環資源(食り法)	
・寄居町内の処分先の中間処分業者	
オリックス資源循環(株)、(株)アイル・クリーンテック	